# 公募型比較見積の執行について

令和　8　年　10　月　23　日（金）

大阪市契約担当者　大阪市教育委員会教育長
多田　勝哉

次のとおり公募型比較見積を執行する。

## 1　比較見積に付する事項

| | | |
|---|---|---|
| (1) | 名称 | 大阪市立都島図書館 粗大ごみ（産業廃棄物）収集運搬及び処分業務委託 |
| (2) | 数量・特質・納入期限・納入場所 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) | 申込期限 | 令和　8　年　11　月　4　日（水）午後3時まで |

## 2　参加資格

| | |
|---|---|
| (1) | 令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託用承認種目<br>01：建物等各種施設管理－16：廃棄物処理－03：産業廃棄物（収集・運搬）及び01：建物等各種施設管理－16：廃棄物処理－04：産業廃棄物（処分）で登録していること |
| (2) | 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第14条第1項及び第6項に規定する次にあげる許可を有すること<br>・産業廃棄物収集運搬業の許可<br>当該産業廃棄物を積む場所（大阪府知事又は大阪市長）と降ろす場所（都道府県知事又は政令市長等）の許可<br>・産業廃棄物処分業の許可<br>当該産業廃棄物の処理施設を設置している場所を管轄する都道府県知事又は政令市長等の許可（許可項目：廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず（コンクリートくず、陶磁器くず含む））） |
| (3) | 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター管理の電子マニフェストシステム「JWNET」へ収集運搬業者及び処分業者として加入していること |
| (4) | 大阪市教育委員会事務局等公募型比較見積実施要綱第4条各号に該当していること |
| (5) | 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと |

## 3　参加申込等

| | | |
|---|---|---|
| (1) | 参加申込書類の交付場所 | 5　担当（A）又はホームページに掲載 |
| (2) | 参加申込書類 | 事業請負見積書 |
| (3) | 参加申込書類提出場所及び提出方法 | 5　担当（A）へ持参又は郵送<br>郵送により提出する場合は1(3)に定める申込期限の前日までに必着とする。 |
| (4) | 質問受付先 | 5　担当（B） |
| (5) | 質問受付期限 | 令和　8　年　10　月　30　日（金）午後5時まで |

## 4　資格審査資料　*本案件に参加するには資格審査資料の提出が必要です。提出先は事業主管担当です。

| | | |
|---|---|---|
| (1) | 資格審査資料の交付場所 | 5　担当(A)又はホームページに掲載 |
| (2) | 資格審査資料の提出期限 | 令和　8　年　10　月　30　日（金）午後5時まで |
| (3) | **資格審査資料** | 「2　参加資格(2)」を証する書類の写し |
| (4) | 資格審査資料提出場所 | 5　担当(A)<br>郵送により提出する場合は4(2)に定める申込期限の前日までに必着とする。 |

## 5　担当

| | | |
|---|---|---|
| (A) | 【契約主管担当】<br>大阪市教育委員会 中央図書館総務担当 | 〒550－0014　大阪市西区北堀江4－3－2　大阪市立中央図書館4階<br>電話番号　06－6539－3316 |
| (B) | 【事業主管担当】<br>大阪市教育委員会 中央図書館総務担当 | 〒550－0014　大阪市西区北堀江4－3－2　大阪市立中央図書館4階<br>電話番号　06－6539－3316 |

## 6　その他事項

| | |
|---|---|
| (1) | 比較見積の結果については、契約決定業者のみに連絡を行う。 |
| (2) | 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者がした見積は参加資格を有しない者のした見積とみなし無効とする。 |
| (3) | 契約相手方に決定された時は、遅滞なく、契約主管担当に大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出する。誓約書を提出しない場合は、その者に係る見積は無効とする。また、当該誓約書を提出しなかった契約相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づき停止措置を行う。 |
| (4) | 契約相手方として決定後契約締結までに、決定者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わない。 |
| (5) | 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。 |
| (6) | 本案件は参加申込書類と資格審査資料の提出期限が異なるので留意すること。 |